

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障がい者の総合支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、障がい者の総合支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者の総合支援に関する事務
②事務の概要	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むために必要な自立支援給付(介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、補装具費、高額障がい福祉サービス等給付費)の支給及び地域生活支援事業(研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援、意思疎通支援、日常生活用具給付等、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域生活支援センター機能強化、その他)に関する事務を行う。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①自立支援給付の支給決定に関する事務及び自立支援給付の支給決定の変更に関する事務②地域生活支援事業の実施に関する事務③情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務
③システムの名称	①障がい者福祉システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者総合支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項 [(8)、(11)、16、26、(53)、56の2、57、87、(108)、109、116の項] ・情報照会にかかる項 [108、109、110の項]
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 高橋 靖	課長 永田 有紀子	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 永田 有紀子	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	IV リスク対策 8 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	評価の再実施による修正
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①自立支援給付の支給決定に関する事務及び自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ②地域生活支援事業の実施に関する事務	○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①自立支援給付の支給決定に関する事務及び自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ②地域生活支援事業の実施に関する事務 ③情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う変更
令和4年12月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の84の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の84の項	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供にかかる項【(8)、(11)、16、26、(53)、56の2、57、87、(108)、109、116の項】 ・情報照会にかかる項【108、109、110の項】 <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供にかかる条【第(7)、(10)、12、19、(27)、30、31、44、(55)条】 ・情報照会にかかる条【第55条】 	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供にかかる項【(8)、(11)、16、26、(53)、56の2、57、87、(108)、109、116の項】 ・情報照会にかかる項【108、109、110の項】 	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	